

第120回 役員会（臨時） 議事要旨

日時 平成23年12月22日（木） 9：30～
場所 学長室

議題1. 医療職員の人事事項について（資料席上配付、回収）

その他

歯学部卒業判定誤り事案に係る裁判外における和解について

[出席委員] 6名

吉田学長
(理事) 前田、河原、島、阿部、渡辺

[欠席委員] 1名

(理事) 大野

(オブザーバ)

坂東監事

[事務局]

(部長) 後藤 (課長) 野頭 (代理) 通山 (その他) 勇、今村

議題1. 医療職員の人事事項について（資料席上配付、回収）

学長から、医療職員の人事事項に関し、12月6日開催の役員等会議において審査した本学附属病院医療職員による不適切な就労実態及び同部署職員に対するパワーハラスメント等事案に係る懲戒に関して、処分対象者へ12月7日に審査説明書を交付していたが、その後14日間の陳述期間中に処分対象者から陳述請求がなかったため、職員懲戒規則第7条に基づく懲戒処分書(案)及び管理監督責任について審議願いたい旨諮られ、審議の結果、原案どおり懲戒処分書(案)及び管理監督責任が了承された。

この結果、処分対象者については、本日付けで国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止に関する規則第2条第1項第3号及び第6条第2項、国立大学法人鹿児島大学職員就業規則第30条、第31条、第33条第1項、第2項及び第3項、第34条第1号及び第2号、第51条第1項第4号、第52条第2号、第3号及び第8号により懲戒処分とすることとし、その懲戒については、同規則第51条第1項第4号により出勤停止10日間とすることとなった。

また、管理監督責任については、上司2名に対し学長から口頭による厳重注意となった。

なお、懲戒処分書は本案件審議終了後、貴賓室において学長から処分対象者に交付することとなり、引き続き、同場所において上司2名に対する厳重注意を行うこととなった。

本事案の概要については、資料12及び資料13により報道機関及び教職員にそれぞれ公表することが了承された。

資料については席上配付され、終了後回収された。

その他

歯学部卒業判定誤り事案に係る裁判外における和解について

学長から、歯学部卒業判定誤りに係る被害学生で和解の成立していない5名のうち、1名との裁判外における和解案等について、当該被害学生の代理人弁護士を通して提案のあった和解書案及び謝罪文案について、本日が回答期限であることから審議願いたい旨諮られ、審議の結果、当該被害学生の代理人弁護士から提案のあった原案に最低限の修正を加えて本学としての和解書案、謝罪文案（文面については学長一任）とすることが了承された。

資料については席上配付され、終了後回収された。